

会員規約

(目的)

第1条 本会は健全なスポーツであるゴルフを愛好する会員で構成され会員の技術及びマナーの向上をはかり、併せて会員相互の親睦をはかることを目的とします。

(会の名称及び)

第2条 本会は「サン神戸ゴルフメイト」と称し、事務局は「サン神戸ゴルフガーデン」(神戸市垂水区多聞町字小東山 868-12) 内に置きます。

(運営)

第3条 本会の維持運営及び会員規約等の変更は「サン神戸ゴルフガーデン」が行います。

(会員)

第4条 本会の会員とは「サン神戸ゴルフガーデン」の承認を得て所定の会費を支払い、すべての手続きを終了したものをいい、有効期間は会費納入日から1ヶ年とします。

(会員の特典)

第5条 会員の方には、以下の特典が与えられます。

1. ボールの使用料の割引
2. グリーン・バンカー利用料の割引
3. 競技会・講習会・その他行事へのご案内

(会員の継続)

第6条 引き続き会員の継続をご希望の方は、所定の手続きを行ってください。なお、有効期間を過ぎてからの継続手続きによる有効期間は、継続手続き当日から1ヶ年となります。継続手続きが未完了の期間においては、会員の特典を受けることができません。

(会員の資格喪失)

第7条 会員の資格は、次の事由により喪失します。

1. 期間満了
2. 退会
3. 除名
4. 死亡

その場合、入会時に納入された年会費は返却いたしません。

(会員の資格譲渡)

第8条 会員資格の譲渡及び名義変更は一切認めません。

(届け出)

第9条 住所、氏名等申込内容に変更があった場合は直ちに「サン神戸ゴルフガーデン」にお届けください。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当する行為をした場合は「サン神戸ゴルフガーデン」側の権限により除名することができます。

1. 会員が他人に会員の特典を貸与した場合
2. 会員が本会の名誉及び信用を傷つけた場合

(事故の責任)

第11条 当ゴルフ練習場および催しにおいて、生じた事故については、その責を負いません。

以 上

2017年3月1日一部改正

【会費】

	年会費	備考
新規	2,050円	一括前納
継続	2,050円	